國學院大學学術情報リポジトリ

加瀬直弥著『平安時代の神社と神職』

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 国史学会
	公開日: 2024-05-23
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 柳田, 甫, Yanagita, Hajime
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000419

鹿父子の「孤立化・独善化」の道程が示されることを強く要

本書紹介の一文を閉じることとする。

さて、「孤立化・独善化」の問題に戻ると、王権継承争いにれていたことを積極的に支持する根拠となると評者は考える。所は従えない。著者の挙例も、むしろ斑鳩宮が上宮と呼ばは新鮮であるが、「上宮」が斑鳩宮を指す語ではないという指はが氏との婚姻の有無に好対照を見せる敏達系と用明系を、蘇我氏との婚姻の有無に好対照を見せる敏達系と用明系を、無代以降の王権継承争いと蘇我氏内部の族長権争いである。世代以降の王権継承争いと蘇我氏内部の族長権争いである。

ことは必要なことであろう。改めて、著者の考える蝦夷・入組の父子が、国政にどのように取り組もうとしたかを考える権力欲によって進行したのであろうか。評者は、この問題は七世紀半ばという政治状況の中で考察されるべきだと考えは七世紀半ばという政治状況の中で考察されるべきだと考えは一世紀半ばという政治状況の中で考察されるべきだと考えは一世紀半ばという政治状況の中で考察されるべきだと考える。一般向けの限られた紙数のなかで、政策論レベルの議論を展開させる余裕がなかったのかもしれない。让かし、その時間が潜む可能性を常に疑ってみるべきではない論レベルの問題が潜む可能性を常に疑ってみるべきではない論レベルの問題が潜む可能性を常に疑ってみるべきではない

(宮城学院女子大学学芸学部教授 大平聡)

くことにする。

加瀬直弥著

平安時代の神社と神職

柳田

甫

はじめに

か。果たしてそうだろうか。評者は、権力闘争の背後に政策加わる中で、それが進行したということになるのであろう

本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編にないは維持されたのかという課題を設定し、史料の丹念な分のいは維持されたのかという課題を設定し、本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一○編に本書は、

本書の特長と、それに対する二、三の疑問・批判を述べてい本書評では、全体の構成と各章の論旨を概観したうえで、

本書の構成と概要

まず本書の構成を以下に示す。

序章 本 書の刊行趣旨と構成

第一部

社修造と神職

第一章 平安時代の神職と神社修造

(新稿

仕組みは神社維持においても同様であり、弘仁二年(八一一) は祭祀における独立性が確立されていたと説く。このような 神職を介在させることで距離を保とうとしたのであり、

官符(いずれも『類聚三代格』巻一神社事)によって、 九月二十三日付太政官符・同三年(八一二)五月三日付太政 災害をももたらす神祇との接触を避け、

観をおこなっている。

神社祭祀において朝廷は、時に祟りや

神の意を直に受ける

時代の流れに沿った整理

造における神職の立場について、

第二章 第三章 古代の社殿づくりと神宝奉献 古代神社の立地と神祇観

第四章 平安時代前期における神社への神宝奉献

第六章 第五章 平安時代中期の七道諸国に 奈良時代の神社修造

第七章 平安時代中期の賀茂社司

第二部 第八章 神社の社格と神職 奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織

文徳朝・清和朝における神階奉授の意義 平安時代の諸国における神社の社格

康和五年官宣旨に見る神祇官と地方神社

第四章 平安時代後期の神職補任

第五章 源頼朝と一宮 (新稿

神祇の領する

終章 平安時代の神職の特質と神社の展開

おける神社修造の実態 (新稿 与えたのか、九世紀までの文献史料にみえる神社の立地状況 ていたとする。 設けようとする意識が窺われ、 て両者はいずれも、 取った場所に神社が建てられるという傾向を指摘する。 の選定に際しては、神祇の領域と人の生活圏とのバランスを つりにふさわしい場を自然地形にあわせて設定し、 から検討している。古代神社の立地は、大まかな選定ではま のような神祇観を有し、それが神社の立地にいかなる影響を 原則になっていくとする。 朝廷が対応するという原則が確立し、平安時代における基本 が神社修造の実質を担い、それを国司が監督し、非常時には 地域を侵すことが、 第二章「古代神社の立地と神祇観」では、古代の人々がど 人間生活と隔絶した神祇のための領域を 人に災いを及ぼすという神祇観が影響し その背景には、

詳細な場

第 部第一 章 「平安時代の神職と神社修造」では、 神社修 る意識が、古代の神まつりの目的の一つであったと説く。

第五章

「奈良時代の神社修造」では、

奈良時代の神社修造

る賀茂社司の分析をおこなっている。

賀茂社司は神社の穢を

平安時代中

期にお

寛仁元年 中世移行期にお

ける神社と神職の変遷を明らかにするため、

第七章「平安時代中期の賀茂社司」では、

七)の賀茂社への神領寄進を通して、

に対する朝廷の関与について考察している。奈良時代の神社

詞を取り上げ、そこにみえる社殿修造と神宝奉献との関連性 廷の認識を読み解く。ここでは『延喜式』春日祭・平野祭祝 神宝奉献の関係を分析することで、これらの営みに対する朝 のであり(本書第一部第一・五・六章)、朝廷が社殿づくりに 述べる。そのうえで、原則として神社の修造は神職が担った を指摘し、朝廷が両者を一体のものとして捉えていたことを

「古代の社殿づくりと神宝奉献」では、

神社修造と

姿・装飾に関わる道具や紡織具が中心であることから、 神宝奉献は、 用いられていたのかを検討している。平安時代前期における 神社へ奉献される神宝の具体的な内容や、神宝がどのように な武力をもたらし、 発展したとする。 皇の代に至り、 く、天皇と密接に関わる内々の神事であった。これが宇多天 第四章「平安時代前期における神社への神宝奉献」では、 律令制度の祭儀としておこなわれるものではな 一代一度大神宝使発遣の儀として継承され、 その神宝の品目は、 財産を殖やすために神威を高めようとす 武器や鏡・玉など容 強力

事例ではないことを確認する

をまつるがゆえの特別の営為であり、

朝廷神社祭祀の典型的

関わる春日・平野両社の事例は、天皇と関わりあいの深い神

においても一貫して維持され、 は奈良時代末期から平安時代初頭にかけての神社制度の整備 支出については、 修造は、 次的な責任を負う定めは江戸時代まで続く社会通念になっ 原則として神社の神職が負担し、 一時的・例外的なものであった。 以後、 神社側の人々が修造 朝廷の関与や正 原則

ていくとする

度の修造能力を自らつけた状況にあったと結論づけてい と国司の関係について分析している。 収、 化は制度面にあるのではなく、神職層が朝廷に意識される程 いても受け継がれていることを確認し、この時期の大きな変 述べられた「神社側による修造」の原則が平安時代中期にお 十一世紀前半の畿外諸国における神社修造と、そこでの神職 の成立」〈山本信吉・東四柳史明編『社寺造営の政治史』所 性格を持つようになるとする山本信吉説 の責任を負うようになり、 態」では、延長四年(九二六)を契機として朝廷が神社修造 第六章「平安時代中期の七道諸国における神社 思文閣出版、二〇〇〇年〉)を検証するため、十世紀から 神職は行政に携わる社司としての 結果として、第一章で (「神社修造と社司 修造 0 実

という性格がより強化されて十一世紀に至ったとする。は、朝廷の組織的な一員という面と、地域と深い関係にある一定の監督権限を有していたが、さらに十世紀半ばごろから回避するため、早くも九世紀初頭には神社周辺地域に対して

第二部第一章「平安時代の諸国における神社の社格」では、第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、第大章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、国当該期の神社における仏教の展開や神仏関係の深化には、国当該期の神社における仏教の展開や神仏関係の深化には、国当該期の神社における仏教の展開や神仏関係の深化には、国当該期の神社における仏教の展開や神仏関係の深化には、国当該期の神社における仏教の展開や神仏関係の深化には、国当該期の神社と仏教組織」では、第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、

と変化したことを論じてい

文徳・清和期における朝廷の神階に対する意識・政策につい、第二章「文徳朝・清和朝における神階奉授の意義」では、基づいており、のちの預大神宝社の選定や国司の神祇行政にも大きな影響を及ぼしたとする。
・大きな影響を及ぼしたとする。

て検討している。

一つは承和年間(八三四~四八)からみられる国司の

この時代の神階奉授は大きく二通りに分け

は、単なる神威高揚から新たな祭祀制度の基準をなすものへをう神事・祭祀にも反映されることなり、神階の有する役割をした嘉祥三年(八五〇)や貞観年間(八五九~七七)の象とした嘉祥三年(八五〇)や貞観年間(八五九~七七)の象とした嘉祥三年(八五〇)や貞観年間(八五九~七七)の象とした嘉祥三年(八五〇)や貞観年間(八五九~七七)の象とした嘉祥三年(八五〇)や貞観年間(八五九~七七)の象とした嘉祥三年(八五〇)や貞観年間(八五九~七七)の書揚を図ったとする。そして斉衡三年(八五〇)には、三なり神階に基づく神社の秩序が、神職および神職が執りおことなり、神階の有する役割を対している。

る。 に対し、一宮にはそのような全国一 集中して一宮の呼称がみられることに注目し、 祇官)の分析から、一宮の成立と朝廷の神祇政策との 上を図ろうとして一宮の呼称を得ようとした可能性を指摘す 祇制度のもとで重い扱いを受けていない神社が、 全国的な規模を持つ最重要の朝廷祭祀制度の対象であった を論じている。著者は、 康和五年(一一〇三)六月七日付官宣旨(『朝野群載』 第三章「康和五年官宣旨に見る神祇官と地方神社」では そのうえで、地方神社と神祇官を結びつける契機となっ すなわち中央の信仰との関係が薄いことから、 預大神宝社が存在しない国の 律の朝廷祭祀が存在しな 預大神宝社 その地位 従来の神)関連性 神社

その特質に頼朝が注目し、国内の統治強化に利用した可

たした役割が大きかったことを述べる。 が康和五年官宣旨であり、一宮成立において神祇官 の果

四章「平安時代後期の神職補任」では、

平安時代後期に

必ずしも神祇官移を必要としなかったこと等に触れ、 ていたと評価している。ただし、諸社の神職補任に際して、 神職補任をおこない得たのであり、神社側もそれを重要視し 司の影響力が強まっていたが、神祇官は国司とは別の立場で 神祇官移による神職補任について、この時期の在地社会は国 神職補任に関する神祇官移の検討をおこなっている。 おける神職の身分的位置づけを明らかにするため、 あくまでも数ある神職補任の窓口の一つとして認識され 当該期 神祇官 著者は 0

だろう。

ていたことを付言している。

よる行 社行政に占める一宮の位置づけを分析している。 頼朝が下した一宮修造命令を手がかりとして、 な諸国統治の体制の構築が図られた時期と評価する。 五年前後を、 第五章「源頼朝と一宮」では、建久五年(一一九四) 国衙組織との関係性が密である一方、 たのであり、 政組織の再編は、 幅広 頼朝から頼家への継承体制を固めるため、 13 そのために一宮修造が命じられた。 人々が関与できる開かれた存在であるとし 神社行政を軸として一国単位で進め 国衙との関係にか 鎌倉幕府の神 著者は建久 また一 幕府に 新た C 源

能性を指摘している

本書の特長と問題

書の特長は、

ある。 ら鎌倉時代初期にわたる長期的な視野で検討する試みは他に 神社社格の形成・変遷を、平安時代を中心として奈良時代 過程を、 類をみず、 かかる研究姿勢のもと、 歴史学の手法に基づいて実証的に分析してい 本書を世に問うことの意義も、その点にこそある 日本古代における神職の役割や神社 神職による神社修造の実態 る点に

によって原則化され、江戸時代まで維持されていく。 る点である (第一部第一章)。この修造形態は弘仁初年の 人々であり、朝廷・国司の関与は例外的な措置であったとす られよう。一つは平安時代における神社修造のあり方につ 本書のなかで著者が強調する事柄は、 修造の実質を担ったのは神職をはじめとする神社 およそ次の二点に絞

て、

化が一宮成立の契機となった(第二部第三章)ことをふまえ 和期に構築され、 選定にも大きな影響を与えた。 に基づく神社秩序 大きな役割を果たしたとする点である (第二部第一章) 。 いま一つは、平安時代における神社社格の形成に、 のちの一代一度大神宝使発遣に預かる神社 (神階社制) は、 この預大神宝社の制度的な変 平安時代前期の文徳・清 神階

よう。

について、評者なりの批判を加えていく。もないわけではない。以下では、本書が抱える課題や疑問点右の主張には首肯できる部分も多いが、気になる点や問題

1.神社修造と国司の関与

追位解官や決杖のみで修造義務を課せられていないことと対 破損大小事)。この点、修造を闕怠した現任神職への罰則が、 止された(『貞観交替式』天長二年五月二十七日、定官舎雑物 その修造費用を負担し、 が定められており、破損が中破以上のときには、 舎が破損していた場合、その修造は後任国司が実施すること 成データベース〉)に留意すべきではないか。国司交替時に官 と(小林宣彦「神社(社殿・社地)概説」〈神道・神社史料集 すなわち国府や正倉などと同じく官舎の一種とみなされたこ 符を以て神社に公的性格が付与されたこと(第一部第一章)、 異論はない。ただし、著者も指摘するように、弘仁初年の官 部第一・五・六章)。 法的な原則という意味では、この理解に 強調し、修造の実質はあくまでも神職が担ったとする 著者は神社修造における国司の役割について、監督責任を 修造が終わるまで解山状の発給が停 前任国司が 第一

照的である(『類聚三代格』巻一神社事・弘仁三年五月三日付

太政官符)。

また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八年(八一七)十二月二十五日付太政官符(『類聚また弘仁八年(八年)十五日代本政官符(『類歌書を物書を書きまた弘仁八年(八年)十五日代本政官符(『類歌書を物書を書きまた弘代代表)

本さらに、神社社殿が国司神拝と密接な関係を持っており、 さらに、神社代殿が国司神拝と密接な関係を持っており、 さらに、神社社殿の成立と律令国家」〈『日本古代国家と支配 理念』所収、東京大学出版会、二〇〇九年〉)をもふまえれ 理念』所収、東京大学出版会、二〇〇九年〉)をもふまえれ 理念』所収、東京大学出版会、二〇〇九年〉)をもふまえれ で述べるような「例外的」なものではなかった可能性がある。 著者は、神社修造を神社側の人々が負担するという原則を 著者は、神社修造を神社側の人々が負担するという原則を 著者は、神社修造を神社側の人々が負担するという原則を 著者は、神社修造を神社側の人々が負担するという原則を でじた官符が九世紀を通じて繰り返し下されている事実は、 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを ではなかったとする指摘(有 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを 神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったとする がある。 さか物足りなさを覚える

2. 神社社格と二十二社

られる伊勢神宮は検討の範囲外にある。称される畿内の有力神社や、律令神祇制度の筆頭に位置づけ例を除き、多くが畿外の地方神社であり、のちに二十二社と本書が分析対象とする神社は、春日・平野・賀茂社等の数本書が分析対象とする神社は、春日・平野・賀茂社等の数

年)のなかで伊勢神宮の修造にも言及しているので、ここでない」(二九六頁)ためと断っている。また本書には収められていないが、著者は「平安中期・朝廷とかかわりの深い神社でいないが、著者は「平安中期・朝廷とかかわりの深い神社の修造―その制度的変遷―」(『政教研紀要』二八、二〇〇六の修造―その制度的変遷―」(『政教研紀要』 二八、二〇〇六の修造―その制度のを表しているので、ここで伊勢神宮の除外については、著者自身が「同宮はいうまで

はひとまず措くこととする。

かとする。

社格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさせ格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさのず預かり、地方でも勧請されて信仰を集めるなど、きわめる。しかし二十二社は、朝廷による春秋二季の祈年穀奉幣にる。しかし二十二社は、朝廷による春秋二季の祈年穀奉幣にる。という方針と合致しないために除外されたものと思われる。しかし二十二社は、朝廷による春秋二季の横足との関係が深延と密接な関係にあった神社や、摂関家藤原氏との関係が深近格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさ社格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさ社格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさ社格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさ社格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさ社格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いさ社格を論じる際に、

に非官社にして神階を持たない神社 六年〉)。二十二社の構成には、大原野・ 体制(国内神名帳の作成)へ転換するとの指摘がなされて づかない新しい社格として二十二社制が創始されたのではな による序列化の持つ意義が低下し、 央(畿内)において極位に達した神社が増加したため、 いた。これについて三宅和朗氏は、十世紀中ごろを境に、 の神祇と祭祀』所収、 る(三宅和朗「古代祝詞の変質とその史的背景」〈『古代国 央では二十二社制へ、地方では国司による国内の神々掌握 これに加えて、神階による神祇秩序は、十世紀中ごろ以降、 吉川弘文館、一九九五年、 その結果、神階にのみ基 (非神階社) が含まれて 吉田・ 祇園社のよう 初出一九八 神階

著者は、十世紀中ごろ以降における神階の意義低下や形骸 著者は、十世紀中ごろ以降における神階の意義低下や形骸 できる神社が現れたことは、神階社制の限界と、それに替わ できる神社が現れたことは、神階による神祇秩序が形骸化していなかったことを論 であるが、前述した二十二社中にみえる非神階社のように、 中階による神祇秩序に拠らずとも社会的・政治的地位を獲得 できる神社が現れたことは、神階社制の限界と、それに替わ できる神社が現れたことは、神階社制の限界と、それに替わ できる神社が現れたことは、神階社制の限界と、それに替わ できる神社が現れたことを表していると考えられる。

二十二社への奉幣ではなかったろうか。期にあたり、神階奉授に替わって神威高揚をなしえたのが、た時代でもあった(第一部第七章)。このような神威重視の時た時代でもあった(第一部第七章)。このような神威重視の時に対する意識を増大させ、神威による朝廷の守護が期待された時代でもあった(第一部第七章)。

おわりに

諸賢のご海容を請いたい。 る卑見を述べた。誤解や誤読もあろうが、著者ならびに読者る卑見を述べた。誤解や誤読もあろうが、著者の主張に対す

に、一読をお薦めする次第である。通したものであり、古代史に留まらない幅広い分野の読者とするが、得られた結論は中世以降の神社・神祇制度をも見とするが、得られた結論は中世以降の神社・神祇制度をも見

(二〇一五年三月刊、三〇〇頁、吉川弘文館、定価一〇〇〇〇

『近世山村地域史の研究』佐藤孝之著

原

淳一

郎

六年)もあって、二○一三年となったものと推察する。
 六年)もあって、二○一三年となったものと推察する。

坂本達彦氏、宮坂新氏と共に上野村へお供した。その調査は、二〇〇八年、著者より山中領での調査にお誘いいただき、